

新旧対照表

現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）	変更案（平成19年度～令和7年度）	変更点
<p>目次</p> <p>1 道州制特別区域計画の目標</p> <p>(1) 北海道の設置</p> <p>(2) 北海道の現状と課題</p> <p>(3) 道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組</p> <p>2 北海道が実施する広域的施策の内容</p> <p>3 北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等</p> <p>(1) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定</p> <p>(2) 商工会議所に対する監督の一部</p> <p>(3) 鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可</p> <p>(4) 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止</p> <p>(5) 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可</p> <p>4 北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業</p> <p>(1) 民有林の直轄治山事業の一部</p> <p>(2) 直轄通常砂防事業の一部</p> <p>(3) 開発道路に係る直轄事業</p> <p>(4) 二級河川に係る直轄事業</p> <p>5 その他の取組</p> <p>(1) 連携・共同事業</p> <p>6 広域的施策の施策効果の把握及び評価</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 作業の実施時期等</p> <p>7 今後に向けて</p> <p>(1) これまでの取組の主な成果</p> <p>(2) 道州制特区制度の有効活用に向けて</p>	<p>目次</p> <p>1 道州制特別区域計画の目標</p> <p>(1) 北海道の設置</p> <p>(2) 北海道の現状と課題</p> <p>(3) 道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組</p> <p>2 北海道が実施する広域的施策の内容</p> <p>3 北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等</p> <p>(1) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定</p> <p>(2) 商工会議所に対する監督の一部</p> <p>(3) 鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可</p> <p>(4) 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止</p> <p>(5) 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可</p> <p>4 北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業</p> <p>(1) 民有林の直轄治山事業の一部</p> <p>(2) 直轄通常砂防事業の一部</p> <p>(3) 開発道路に係る直轄事業</p> <p>(4) 二級河川に係る直轄事業</p> <p>5 その他の取組</p> <p>(1) 連携・共同事業</p> <p>6 広域的施策の施策効果の把握及び評価</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 作業の実施時期等</p> <p>7 今後に向けて</p> <p>(1) これまでの取組の主な成果</p> <p>(2) 道州制特区制度の有効活用に向けて</p>	

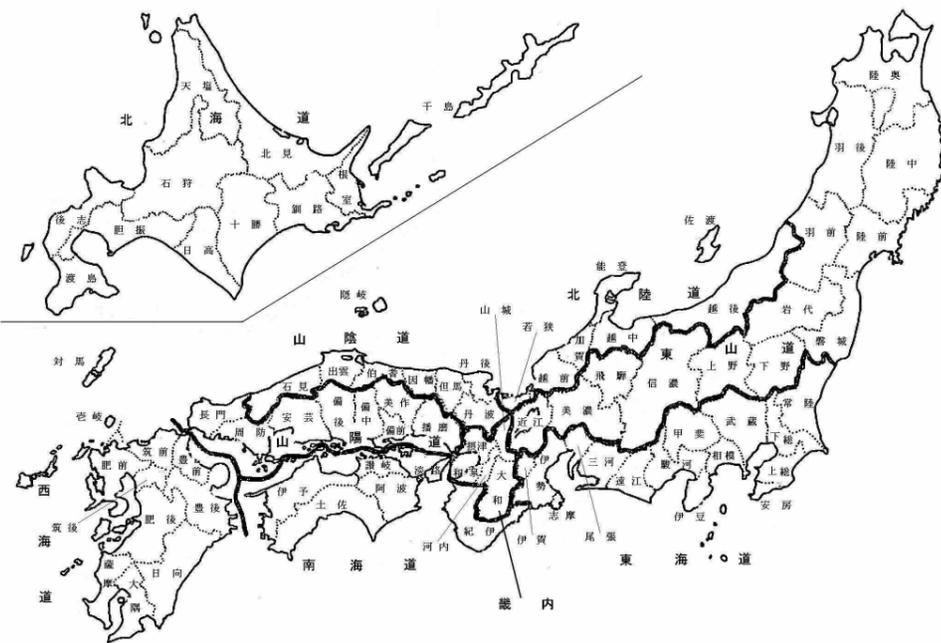
1 道州制特別区域計画の目標

(1) 北海道の設置

かつて北海道は「蝦夷」と呼ばれていましたが、明治2年、政府は、「蝦夷」に11か国（石狩、胆振、渡島、後志、天塩、日高、十勝、北見、釧路、根室、千島）を置き、この地を「北海道」と名付けました。その後、明治15年には、函館、札幌、根室の3県が置かれていましたが、明治19年には、これら3県は廃止され、国の機関としての北海道庁長官の時代が長く続きます。

昭和22年、地方自治法が施行され、中央政府の直轄地であった北海道に初めて公選による知事が誕生し、他県と同様の地方自治体としての北海道がスタートしました。このように、北海道は、県を置かずにひとくくりで一人の知事が置かれ、面積の小さい順から積み上げた場合、実に22都府県のエリアに相当する広域行政を効率的に担ってきました。さらに、北海道は独立した島として、自然、経済、社会、文化等において一体性を持つことから、道州制の導入を検討するためにふさわしい条件を持つ地域であると考えられます。

[明治2年「北海道」命名時の「国」と「道」]



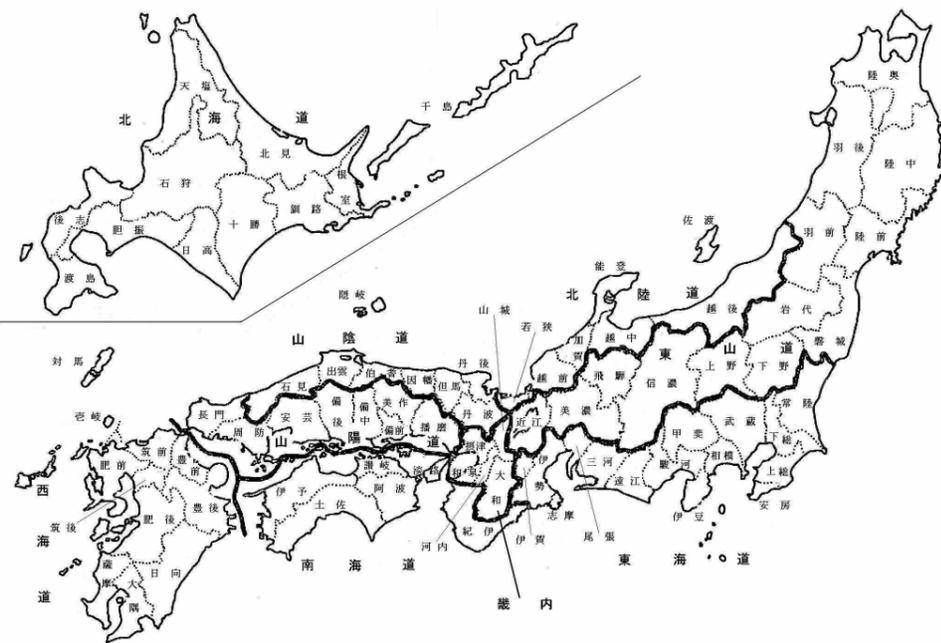
1 道州制特別区域計画の目標

(1) 北海道の設置

かつて北海道は「蝦夷」と呼ばれていましたが、明治2年、政府は、「蝦夷」に11か国（石狩、胆振、渡島、後志、天塩、日高、十勝、北見、釧路、根室、千島）を置き、この地を「北海道」と名付けました。その後、明治15年には、函館、札幌、根室の3県が置かれていましたが、明治19年には、これら3県は廃止され、国の機関としての北海道庁長官の時代が長く続きます。

昭和22年、地方自治法が施行され、中央政府の直轄地であった北海道に初めて公選による知事が誕生し、他県と同様の地方自治体としての北海道がスタートしました。このように、北海道は、県を置かずにひとくくりで一人の知事が置かれ、面積の小さい順から積み上げた場合、実に22都府県のエリアに相当する広域行政を効率的に担ってきました。さらに、北海道は独立した島として、自然、経済、社会、文化等において一体性を持つことから、道州制の導入を検討するためにふさわしい条件を持つ地域であると考えられます。

[明治2年「北海道」命名時の「国」と「道」]



現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）	変更案（平成19年度～令和7年度）	変更点																																																																																																																																																																																																
<p>イ 地域の暮らしを支えるための基盤の整備</p> <p>全国を上回るスピードで少子高齢化などが進展している北海道においては、持続可能な地域づくりを進めていくことが重要となっており、広域分散型の地域特性を踏まえ、広域的な視点から、医療福祉など都市が有する生活関連諸機能の効果的な活用を図ることにより定住条件を確保するとともに、道路、河川などの社会資本の効率的かつ総合的な整備に努め、今後我が国全体が直面する人口減少社会における地域づくりの<u>先行的な</u>取組が求められています。</p> <p>ウ 広域的な視点からの自立的な地域づくりの推進</p> <p>地方分権の推進に向けて、<u>行政機関等の共同設置などを可能とする</u>地方自治法の改正や地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）の成立に伴い、義務付け、枠付けの見直しや権限移譲が進展し、市町村の果たす役割が増大しています。</p> <p>こうした中、北海道においては、人口1万人未満の小規模市町村が約68%を占めており、市町村がまちづくりの総合主体としての役割を果たしていくためには、様々な分野で広域連携による地域づくりを進めていくことが重要となっています。道南、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室及び道央の6つの連携地域において、生活関連サービスの総合的な提供や地域資源を有効に活かした地域づくりの展開が可能となるよう、道と市町村が連携、協働し、広域的な視点から効果的な政策展開に努めていくことが必要となっています。</p> <p>このように、「<u>北海道価値</u>」を最大限に活かし、地域の暮らしを支えるための基盤整備を広域的な視点から総合的かつ効果的に推進することにより、個性豊かで活力ある地域づくりを進め、北海道の自立的発展はもとより、我が国の経済社会システムの安定に向けて、一定の貢献が可能となるよう努めていくことが、より一層重要になっています。</p> <p>[北海道の総合振興局・振興局と他都府県との比較]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総合振興局・振興局名</th> <th>人口(人) A</th> <th>面積(km²) B</th> <th>人口密度 A/B</th> <th>他都府県との面積比較 都道府県名</th> <th>面積(km²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>空知</td><td>315,732</td><td>5,792</td><td>54.5</td><td>三重県</td><td>5,774</td></tr> <tr><td>石狩</td><td>2,360,304</td><td>3,540</td><td>666.8</td><td>鳥取県</td><td>3,507</td></tr> <tr><td>後志</td><td>221,917</td><td>4,306</td><td>51.5</td><td>富山県</td><td>4,248</td></tr> <tr><td>胆振</td><td>407,396</td><td>3,697</td><td>110.2</td><td>奈良県</td><td>3,691</td></tr> <tr><td>日高</td><td>71,504</td><td>4,811</td><td>14.9</td><td>和歌山県</td><td>4,725</td></tr> <tr><td>渡島</td><td>415,696</td><td>3,937</td><td>105.6</td><td>滋賀県</td><td>4,017</td></tr> <tr><td>檜山</td><td>39,740</td><td>2,630</td><td>15.1</td><td>佐賀県</td><td>2,441</td></tr> <tr><td>上川</td><td>514,080</td><td>10,619</td><td>48.4</td><td>岐阜県</td><td>10,621</td></tr> <tr><td>留萌</td><td>49,694</td><td>3,446</td><td>14.4</td><td>鳥取県</td><td>3,507</td></tr> <tr><td>宗谷</td><td>68,512</td><td>4,626</td><td>14.8</td><td>京都府</td><td>4,612</td></tr> <tr><td>ホッパ</td><td>297,037</td><td>10,691</td><td>27.8</td><td>岐阜県</td><td>10,621</td></tr> <tr><td>十勝</td><td>348,574</td><td>10,832</td><td>32.2</td><td>岐阜県</td><td>10,621</td></tr> <tr><td>釧路</td><td>242,232</td><td>5,998</td><td>40.4</td><td>茨城県</td><td>6,097</td></tr> <tr><td>根室</td><td>79,240</td><td>3,497</td><td>22.7</td><td>鳥取県</td><td>3,507</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,431,658</td><td>83,424</td><td>69.3</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>(備考1) 面積は国土地理院調査(小数点以下四捨五入)、人口は住民基本台帳人口(平成27年1月1日現在)。</p> <p>(備考2) 「他都府県との面積比較」の欄では、各総合振興局・振興局と面積値に近い都府県と比較している。</p>	総合振興局・振興局名	人口(人) A	面積(km ²) B	人口密度 A/B	他都府県との面積比較 都道府県名	面積(km ²)	空知	315,732	5,792	54.5	三重県	5,774	石狩	2,360,304	3,540	666.8	鳥取県	3,507	後志	221,917	4,306	51.5	富山県	4,248	胆振	407,396	3,697	110.2	奈良県	3,691	日高	71,504	4,811	14.9	和歌山県	4,725	渡島	415,696	3,937	105.6	滋賀県	4,017	檜山	39,740	2,630	15.1	佐賀県	2,441	上川	514,080	10,619	48.4	岐阜県	10,621	留萌	49,694	3,446	14.4	鳥取県	3,507	宗谷	68,512	4,626	14.8	京都府	4,612	ホッパ	297,037	10,691	27.8	岐阜県	10,621	十勝	348,574	10,832	32.2	岐阜県	10,621	釧路	242,232	5,998	40.4	茨城県	6,097	根室	79,240	3,497	22.7	鳥取県	3,507	合計	5,431,658	83,424	69.3	—	—	<p>イ 地域の暮らしを支えるための基盤の整備</p> <p>全国を上回るスピードで少子高齢化などが進展している北海道においては、持続可能な地域づくりを進めていくことが重要となっており、広域分散型の地域特性を踏まえ、広域的な視点から、医療福祉など都市が有する生活関連諸機能の効果的な活用を図ることにより定住条件を確保するとともに、道路、河川などの社会資本の効率的かつ総合的な整備に努め、今後我が国全体が直面する人口減少社会における地域づくりの取組が求められています。</p> <p>ウ 広域的な視点からの自立的な地域づくりの推進</p> <p>地方分権の推進に向けて、<u>連携協約や事務の代替執行など新たな広域連携制度を創設する</u>地方自治法の改正や、<u>これまで10次にわたる</u>地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）の成立に伴い、義務付け、枠付けの見直しや権限移譲が進展し、市町村の果たす役割が増大しています。</p> <p>こうした中、北海道においては、人口1万人未満の小規模市町村が約69%を占めており、市町村がまちづくりの総合主体としての役割を果たしていくためには、様々な分野で広域連携による地域づくりを進めていくことが重要となっています。道南、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室及び道央の6つの連携地域において、生活関連サービスの総合的な提供や地域資源を有効に活かした地域づくりの展開が可能となるよう、道と市町村が連携、協働し、広域的な視点から効果的な政策展開に努めていくことが必要となっています。</p> <p>このように、「<u>多様な北海道の価値</u>」を最大限に活かし、地域の暮らしを支えるための基盤整備を広域的な視点から総合的かつ効果的に推進することにより、個性豊かで活力ある地域づくりを進め、北海道の自立的発展はもとより、我が国の経済社会システムの安定に向けて、一定の貢献が可能となるよう努めていくことが、より一層重要になっています。</p> <p>[北海道の総合振興局・振興局と他都府県との比較]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総合振興局・振興局名</th> <th>人口(人) A</th> <th>面積(km²) B</th> <th>人口密度 A/B</th> <th>他都府県との面積比較 都道府県名</th> <th>面積(km²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>空知</td><td>287,802</td><td>5,792</td><td>49.7</td><td>三重県</td><td>5,774</td></tr> <tr><td>石狩</td><td>2,381,920</td><td>3,540</td><td>672.9</td><td>鳥取県</td><td>3,507</td></tr> <tr><td>後志</td><td>206,592</td><td>4,306</td><td>48.0</td><td>富山県</td><td>4,248</td></tr> <tr><td>胆振</td><td>387,621</td><td>3,697</td><td>104.8</td><td>奈良県</td><td>3,691</td></tr> <tr><td>日高</td><td>65,586</td><td>4,811</td><td>13.6</td><td>和歌山県</td><td>4,725</td></tr> <tr><td>渡島</td><td>389,500</td><td>3,937</td><td>98.9</td><td>滋賀県</td><td>4,017</td></tr> <tr><td>檜山</td><td>35,119</td><td>2,630</td><td>13.4</td><td>佐賀県</td><td>2,441</td></tr> <tr><td>上川</td><td>490,316</td><td>10,619</td><td>46.2</td><td>岐阜県</td><td>10,621</td></tr> <tr><td>留萌</td><td>44,638</td><td>3,446</td><td>13.0</td><td>鳥取県</td><td>3,507</td></tr> <tr><td>宗谷</td><td>62,707</td><td>4,626</td><td>13.6</td><td>京都府</td><td>4,612</td></tr> <tr><td>ホッパ</td><td>277,502</td><td>10,691</td><td>26.0</td><td>岐阜県</td><td>10,621</td></tr> <tr><td>十勝</td><td>336,986</td><td>10,832</td><td>31.1</td><td>岐阜県</td><td>10,621</td></tr> <tr><td>釧路</td><td>227,420</td><td>5,997</td><td>37.9</td><td>茨城県</td><td>6,097</td></tr> <tr><td>根室</td><td>74,053</td><td>8,500</td><td>21.2</td><td>広島県</td><td>8,480</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,267,762</td><td>83,424</td><td>67.2</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>(備考1) 面積は国土地理院調査(小数点以下四捨五入)、人口は住民基本台帳人口(令和2年1月1日現在)。</p> <p>(備考2) <u>人口密度(根室、合計)については、北方領土分の面積(5,003km²)を除いて算出している。</u></p> <p>(備考3) 「他都府県との面積比較」の欄では、各総合振興局・振興局と面積値に近い都府県と比較している。</p>	総合振興局・振興局名	人口(人) A	面積(km ²) B	人口密度 A/B	他都府県との面積比較 都道府県名	面積(km ²)	空知	287,802	5,792	49.7	三重県	5,774	石狩	2,381,920	3,540	672.9	鳥取県	3,507	後志	206,592	4,306	48.0	富山県	4,248	胆振	387,621	3,697	104.8	奈良県	3,691	日高	65,586	4,811	13.6	和歌山県	4,725	渡島	389,500	3,937	98.9	滋賀県	4,017	檜山	35,119	2,630	13.4	佐賀県	2,441	上川	490,316	10,619	46.2	岐阜県	10,621	留萌	44,638	3,446	13.0	鳥取県	3,507	宗谷	62,707	4,626	13.6	京都府	4,612	ホッパ	277,502	10,691	26.0	岐阜県	10,621	十勝	336,986	10,832	31.1	岐阜県	10,621	釧路	227,420	5,997	37.9	茨城県	6,097	根室	74,053	8,500	21.2	広島県	8,480	合計	5,267,762	83,424	67.2	—	—	<p>文言整理</p> <p>文言整理 文言整理</p> <p>時点修正</p> <p>文言整理</p> <p>時点修正、文言整理</p>
総合振興局・振興局名	人口(人) A	面積(km ²) B	人口密度 A/B	他都府県との面積比較 都道府県名	面積(km ²)																																																																																																																																																																																													
空知	315,732	5,792	54.5	三重県	5,774																																																																																																																																																																																													
石狩	2,360,304	3,540	666.8	鳥取県	3,507																																																																																																																																																																																													
後志	221,917	4,306	51.5	富山県	4,248																																																																																																																																																																																													
胆振	407,396	3,697	110.2	奈良県	3,691																																																																																																																																																																																													
日高	71,504	4,811	14.9	和歌山県	4,725																																																																																																																																																																																													
渡島	415,696	3,937	105.6	滋賀県	4,017																																																																																																																																																																																													
檜山	39,740	2,630	15.1	佐賀県	2,441																																																																																																																																																																																													
上川	514,080	10,619	48.4	岐阜県	10,621																																																																																																																																																																																													
留萌	49,694	3,446	14.4	鳥取県	3,507																																																																																																																																																																																													
宗谷	68,512	4,626	14.8	京都府	4,612																																																																																																																																																																																													
ホッパ	297,037	10,691	27.8	岐阜県	10,621																																																																																																																																																																																													
十勝	348,574	10,832	32.2	岐阜県	10,621																																																																																																																																																																																													
釧路	242,232	5,998	40.4	茨城県	6,097																																																																																																																																																																																													
根室	79,240	3,497	22.7	鳥取県	3,507																																																																																																																																																																																													
合計	5,431,658	83,424	69.3	—	—																																																																																																																																																																																													
総合振興局・振興局名	人口(人) A	面積(km ²) B	人口密度 A/B	他都府県との面積比較 都道府県名	面積(km ²)																																																																																																																																																																																													
空知	287,802	5,792	49.7	三重県	5,774																																																																																																																																																																																													
石狩	2,381,920	3,540	672.9	鳥取県	3,507																																																																																																																																																																																													
後志	206,592	4,306	48.0	富山県	4,248																																																																																																																																																																																													
胆振	387,621	3,697	104.8	奈良県	3,691																																																																																																																																																																																													
日高	65,586	4,811	13.6	和歌山県	4,725																																																																																																																																																																																													
渡島	389,500	3,937	98.9	滋賀県	4,017																																																																																																																																																																																													
檜山	35,119	2,630	13.4	佐賀県	2,441																																																																																																																																																																																													
上川	490,316	10,619	46.2	岐阜県	10,621																																																																																																																																																																																													
留萌	44,638	3,446	13.0	鳥取県	3,507																																																																																																																																																																																													
宗谷	62,707	4,626	13.6	京都府	4,612																																																																																																																																																																																													
ホッパ	277,502	10,691	26.0	岐阜県	10,621																																																																																																																																																																																													
十勝	336,986	10,832	31.1	岐阜県	10,621																																																																																																																																																																																													
釧路	227,420	5,997	37.9	茨城県	6,097																																																																																																																																																																																													
根室	74,053	8,500	21.2	広島県	8,480																																																																																																																																																																																													
合計	5,267,762	83,424	67.2	—	—																																																																																																																																																																																													

現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）	変更案（平成19年度～令和7年度）	変更点
<p>(3) 道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組</p> <p>道は、平成19年1月26日、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する特定広域団体に指定されたことから、政府が定めた道州制特別区域基本方針（平成19年1月30日閣議決定）に基づき、道州制特別区域計画（以下「計画」という。）を策定します。</p> <p>ア 目的 この計画は、将来の道州制導入の検討に資するため、地方分権の推進、行政の効率化及び北海道の自立的発展を図ることを目的とします。</p> <p>イ 計画期間 この計画は、平成19年度から平成32年度までの14年間の計画期間とします。</p> <p>ウ 移譲範囲 この計画は、法により移譲が可能と認められた事務、事業等のうち、道が国から権限、財源の移譲を受けて自ら実施しようとする範囲を定めるものです。</p> <p>エ 今後の取組 (ア) 地方分権の推進 国、都道府県、市町村の関係について、これまでの中央主導の全国画一的なシステムから地域の実情に即した住民主導の行政システムへと転換を図り、地域ことは地域で決めることができる地域主権型社会の構築を目指して、国から道への権限移譲等とともに、住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的な役割を果たすことができるよう、「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」（平成17年3月策定、平成26年3月改訂。以下「移譲方針」という。）に基づき、道から市町村への権限移譲に取り組むほか、定住自立圏構想をはじめ広域的な連携を活用した地域づくりや、道の出先機関である総合振興局・振興局の機能の強化を図ることにより、地方分権の一層の推進に努めます。</p> <p>a 道から市町村への事務・権限移譲の推進 道から市町村への事務・権限の移譲については、移譲方針に基づき、道の事務・権限約5,100件のうち約3,100件を市町村への移譲対象としたところ（平成26年3月現在）。平成27年度は、24市町村に対し183の権限を移譲し、平成28年度は、20市町村に対し301の権限を移譲することとしており、今後とも、市町村の意向を踏まえながら、道から市町村への権限移譲の一層の拡大に努めていきます。</p> <p>b 市町村の行財政基盤の強化 市町村合併については、地域主権型社会にふさわしい基礎自治体のあり方を展望しつつ、目指すべき市町村の姿を「北海道市町村合併推進構想」（平成18年7月）として策定し、市町村や道民への情報提供や、必要な支援を行うなど、自主的な市町村合併の推進に努めた結果、道内の市町村数は、平成11年3月末の212市町村から平成22年3月末には179市町村に再編されたところ（平成22年3月末）です。 北海道は、人口1万人未満の小規模市町村が約68%を占め、また、行財政環境は依然として厳しい状況にあり、市町村が今後も多様な行政サービスを持続的に提供していくことができるよう、市町村の行財政基盤を強化するため、自主的な合併とともに、道市長会や道町村会と連携し、定住自立圏構想や広域連合などの広域的な連携を活用した地域づくりを進めていきます。</p>	<p>(3) 道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組</p> <p>道は、平成19年1月26日、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する特定広域団体に指定されたことから、政府が定めた道州制特別区域基本方針（平成19年1月30日閣議決定）に基づき、道州制特別区域計画（以下「計画」という。）を策定します。</p> <p>ア 目的 この計画は、将来の道州制導入の検討に資するため、地方分権の推進、行政の効率化及び北海道の自立的発展を図ることを目的とします。</p> <p>イ 計画期間 この計画は、平成19年度から令和7年度までの19年間の計画期間とします。</p> <p>ウ 移譲範囲 この計画は、法により移譲が可能と認められた事務、事業等のうち、道が国から権限、財源の移譲を受けて自ら実施しようとする範囲を定めるものです。</p> <p>エ 今後の取組 (ア) 地方分権の推進 国、都道府県、市町村の関係について、これまでの中央主導の全国画一的なシステムから地域の実情に即した住民主導の行政システムへと転換を図り、地域ことは地域で決めることができる地方分権型社会の構築を目指して、国から道への権限移譲等とともに、住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的な役割を果たすことができるよう、「道から市町村への事務・権限移譲方針」（平成17年3月策定、平成31年3月改訂。以下「移譲方針」という。）に基づき、道から市町村への権限移譲に取り組むほか、定住自立圏構想などをはじめ広域的な連携を活用した地域づくりや、道の出先機関である総合振興局・振興局の機能の強化を図ることにより、地方分権の一層の推進に努めます。</p> <p>a 道から市町村への事務・権限移譲の推進 道から市町村への事務・権限の移譲については、移譲方針に基づき、道の事務・権限約5,100件のうち約3,100件を市町村への移譲対象としたところ（平成31年3月現在）。令和3年度は、39市町村に対し76の権限を移譲することとしており、今後とも、市町村の意向を踏まえながら、道から市町村への権限移譲の一層の拡大に努めていきます。</p> <p>b 市町村の行財政基盤の強化 北海道は、人口1万人未満の小規模市町村が約69%を占め、また、行財政環境は依然として厳しい状況にあり、全国を上回るスピードで進む人口減少問題に的確に対応し、今後も、市町村が持続的に多様な行政サービスを提供していくためには、市町村の行財政基盤の強化はもとより、地域の実情に応じた広域的な連携が重要であることから、道では、定住自立圏構想や連携中枢都市圏構想による広域連携の取組を推進するとともに、これら国の制度を活用できない地域に対し、平成27年度から市町村連携地域モデル事業、令和2年度から広域連携加速化事業を創設し、地域の実情に応じた広域連携の取組を積極的に支援しています。 また、市町村合併については、「市町村の合併の特例に関する法律」が延長されており、必要に応じて「北海道市町村合併推進構想」（平成18年7月）に基づき、市町村や道民への情報提供などに努めてきたところ（平成27年度）です。 今後も市町村が多様な行政サービスを持続的、効果的に提供していくことができるよう、自主的な合併とともに、道市長会や道町村会と連携し、定住自立圏構想や広域連合などの広域的な連携を活用した地域づくりを進めていきます。</p>	<p>基本方針中の国の計画期間延長に合わせた変更</p> <p>文言整理 文言整理 時点修正</p> <p>時点修正 時点修正</p> <p>文言整理、時点修正</p>

現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）	変更案（平成19年度～令和7年度）	変更点
<p>c 地域を重視した道政の推進 広域分散型社会の北海道では、総合出先機関として14支庁を設置していましたが、道州制や道州制特区、市町村合併などの地方分権に関する改革の動きが急速に進んできたことから、長期的な視点に立った改革の方向性や改革事項の大枠を明らかにした「支庁制度改革プログラム」（平成17年3月）に基づき、具体的な検討を進めてきました。</p> <p>その後、新しい支庁が担う役割や支庁の体制・機能の考え方などを示した「広域事務に関する基本フレーム」の案などに基づき地域との議論を進め、平成22年4月に「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」を施行しました。条例の施行に伴い、総合振興局・振興局の組織体制の整備や局長の権限強化を図るとともに、地域づくりに向けた支援機能を強化したところです。今後とも、総合振興局・振興局が「地域づくりの拠点」として、市町村など地域の関係者と一体となった地域振興施策を推進できるよう取り組んでいきます。</p> <p>(イ) 行政の効率化 道においては、「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」や「当面（H26～H27）の行財政改革の取組み」を策定し、平成20年度から8年間にわたる職員給与の独自縮減措置（給料月額9%～2%縮減など）を行ったほか、平成17年度から平成28年度までに知事部局職員数を35%削減することを目標とした職員数適正化に取り組みなど、他の都府県をしのぐ行財政改革に努めてきたところであり、今後とも、これまでの改革の成果を持続しつつ、<u>行政改革と財政健全化に向けた取組を進めるとともに</u>、国から道、道から市町村への権限等の移譲や国の規制・関与の縮小について国へ働きかけるなど、地方分権に向けた取組を通して、<u>重複行政を解消し</u>、国、道、市町村の適切な役割分担の下で、行財政運営の<u>簡素・効率化</u>に努めます。</p> <p>(ウ) 北海道の自立的発展 北海道は、面積ではオーストリアに匹敵し、人口や総生産はデンマークと同規模であるなど、ヨーロッパの一国にも匹敵する面積、人口及び経済力を有しており、我々道民が創意工夫を図り、主体的に行動することにより、北海道の潜在力などを活かし、大きく飛躍し、発展する可能性を秘めています。</p> <p>道としては、北海道の自立的発展に向けて、平成19年度以降「国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務」などの事務・事業の移譲を受け、また、将来の道州制を展望し、平成19年12月以降、国に権限移譲等の提案を行ってきており、平成26年7月には第6回目の提案（3項目）を行ったところです。</p> <p>国に提案した項目のうち、札幌医科大学の収容定員の柔軟な変更が可能となったことや、水道法や農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）に基づく監督権限^(注)の国からの移譲に伴い、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現したことにより、地域医療の確保に向けた取組や暮らしの安全・安心の確保などにつながってきています。</p> <p>今後、道民からの意見などを基に道の政策展開の円滑化や自己完結性を高めることにも留意しながら、提案を積み重ね、国から道への権限移譲や全国一律の基準の緩和とともに、条例の制定範囲の拡大等を行うことにより、北海道の自立的発展を目指していきます。</p> <p>-----</p> <p>(注) 平成27年4月に食品表示法が施行され、JAS法に基づく食品表示に関する監督権限の規定については、食品表示法に移管された。</p>	<p>c 地域を重視した道政の推進 広域分散型社会の北海道では、総合出先機関として14支庁を設置していましたが、道州制や道州制特区、市町村合併などの地方分権に関する改革の動きが急速に進んできたことから、長期的な視点に立った改革の方向性や改革事項の大枠を明らかにした「支庁制度改革プログラム」（平成17年3月）に基づき、具体的な検討を進めてきました。</p> <p>その後、新しい支庁が担う役割や支庁の体制・機能の考え方などを示した「広域事務に関する基本フレーム」の案などに基づき地域との議論を進め、平成22年4月に「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」を施行しました。条例の施行に伴い、総合振興局・振興局の組織体制の整備や局長の権限強化を図るとともに、地域づくりに向けた支援機能を強化したところです。今後とも、総合振興局・振興局が「地域づくりの拠点」として、市町村など地域の関係者と一体となった地域振興施策を推進できるよう取り組んでいきます。</p> <p>(イ) 行政の効率化 道においては、<u>目前に迫った赤字再建団体への転落を回避し、持続可能な行財政構造の確立を目指すため</u>、「新たな行財政改革の取組み（H17～H26）」や「当面（H26～H27）の行財政改革の取組み」を策定し、平成18年度から13年間にわたる職員給与の独自縮減措置（給料月額の縮減など）を行ったほか、平成17年度から平成28年度までに知事部局職員数を35%削減することを目標とした職員数適正化に取り組みなど、他の都府県をしのぐ行財政改革に努めてきたところ<u>です</u>。</p> <p><u>また、平成28年度からは、「行財政運営方針」に基づき、こうしたこれまでの改革の成果を持続しつつ、行政サービスの質の維持向上に取り組むとともに、道政課題への対応と規律ある財政運営との両立を目指してきたところです。</u></p> <p><u>今後は、ウィズコロナ、ポストコロナ時代にも対応した行政サービスの提供や中長期的な道政課題に取り組んでいくため、引き続き、限られた行財政資源を最大限に活用し、機動的で持続可能な組織体制の構築や財務体質の改善に取り組むほか</u>、国から道、道から市町村への権限等の移譲や国の規制・関与の縮小について国へ働きかけるなど、地方分権に向けた取組を通して、国、道、市町村の適切な役割分担の下で、<u>効率的な</u>行財政運営に努めます。</p> <p>(ウ) 北海道の自立的発展 北海道は、面積ではオーストリアに匹敵し、人口や総生産はデンマークと同規模であるなど、ヨーロッパの一国にも匹敵する面積、人口及び経済力を有しており、我々道民が創意工夫を図り、主体的に行動することにより、北海道の潜在力などを活かし、大きく飛躍し、発展する可能性を秘めています。</p> <p>道としては、北海道の自立的発展に向けて、平成19年度以降「国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務」などの事務・事業の移譲を受け、また、将来の道州制を展望し、平成19年12月以降、国に権限移譲等の提案を行ってきており、平成26年7月には第6回目の提案（3項目）を行ったところです。</p> <p>国に提案した項目のうち、札幌医科大学の収容定員の柔軟な変更が可能となったことや、水道法や農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）に基づく監督権限^(注)の国からの移譲に伴い、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現したことにより、地域医療の確保に向けた取組や暮らしの安全・安心の確保などにつながってきています。</p> <p>今後、道民からの意見などを基に道の政策展開の円滑化や自己完結性を高めることにも留意しながら、提案を積み重ね、国から道への権限移譲や全国一律の基準の緩和とともに、条例の制定範囲の拡大等を行うことにより、北海道の自立的発展を目指していきます。</p> <p>-----</p> <p>(注) 平成27年4月に食品表示法が施行され、JAS法に基づく食品表示に関する監督権限の規定については、食品表示法に移管された。</p>	<p>文言整理、時点修正</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p>

現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）	変更案（平成19年度～令和7年度）	変更点
<p>2 北海道が実施する広域的施策の内容</p> <p>道では、<u>地域主権の確立と個性豊かな地域づくりを目指して策定した道州制プログラム（平成16年4月）に基づき、「子どもや高齢者等が元気に暮らせる地域社会」、「豊かな自然環境をまもる環境重視型社会システムづくり」、「冬や災害に強い地域づくり」、「経済再建に向けた産業・雇用政策の推進」、「世界に通ずる北海道観光の形成」、「日本の食・北海道を支える持続型農業、漁業の確立」を柱とした様々な施策を推進しています。</u></p> <p><u>さらに、平成19年6月に、北海道が目指す地域主権型社会の姿やその構築に向けた取組を取りまとめた「地域主権型社会のモデル構想2007」を策定するとともに、法に基づき</u>国への提案を6回にわたり行ってきています。</p> <p>こうした中、道は、国から移譲を受けている事務、事業等（3及び4で詳述します。）と一体的に、次の広域的施策を効率的かつ効果的に展開していきます。</p> <p>(1) 地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供</p> <p>生活保護法に基づく医療機関（医療扶助）及び介護機関（介護扶助）の指定など、公費負担医療等を提供する指定医療機関の指定等に関する事務を道において一元的に実施するとともに、指定後においても、必要に応じて、医療機関等からの報告を求めるなど、道として必要な役割を果たしています。これらの取組を通じて、地域の実情に即した公費負担医療等を適切に提供するための環境整備を推進します。</p> <p>(2) 商工会議所に対する許認可手続等の円滑化</p> <p>商工会議所に対する許認可等については、特定商工業者に対する負担金の賦課の許可など、従前から道が行ってきたものに加え、平成19年度以降国から移譲されている定款変更の認可、解散の認可等も含めて、円滑かつ迅速な実施に努め、申請団体の利便性の向上を図ります。</p> <p>(3) 鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく道が行う鳥獣の捕獲等の許可手続について、国から移譲されている麻酔薬を使用する猟法による鳥獣の捕獲等の許可事務を含め、総合振興局・振興局と本庁が緊密に連携し、許可申請者の利便性の向上及び許可手続の円滑かつ迅速な実施を図ります。</p> <p>(4) 保安施設の整備等による森林の保全</p> <p>道が行う保安施設の整備等については、国から移譲された民有林直轄治山事業を平成19年度及び平成20年度に行い終了しましたが、引き続き、道において保育、植栽事業等と併せて総合的かつ計画的に整備することにより、北海道の良好な森林環境の保全を図ります。</p>	<p>2 北海道が実施する広域的施策の内容</p> <p>道では、<u>平成16年4月に道州制プログラム、平成19年6月に「地域主権型社会のモデル構想2007」を策定し、地域主権型社会の実現に向けて、道から市町村への権限移譲などの取組を推進しております。</u></p> <p><u>また、道州制特区推進法に基づき、地方分権の推進、行政の効率化及び北海道の自立的発展を図るため、国への権限移譲などの提案を6回にわたり行ってきています。</u></p> <p>こうした中、道は、国から移譲を受けている事務、事業等（3及び4で詳述します。）と一体的に、次の広域的施策を効率的かつ効果的に展開していきます。</p> <p>(1) 地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供</p> <p>生活保護法に基づく医療機関（医療扶助）及び介護機関（介護扶助）の指定など、公費負担医療等を提供する指定医療機関の指定等に関する事務を道において一元的に実施するとともに、指定後においても、必要に応じて、医療機関等からの報告を求めるなど、道として必要な役割を果たしています。これらの取組を通じて、地域の実情に即した公費負担医療等を適切に提供するための環境整備を推進します。</p> <p>(2) 商工会議所に対する許認可手続等の円滑化</p> <p>商工会議所に対する許認可等については、特定商工業者に対する負担金の賦課の許可など、従前から道が行ってきたものに加え、平成19年度以降国から移譲されている定款変更の認可、解散の認可等も含めて、円滑かつ迅速な実施に努め、申請団体の利便性の向上を図ります。</p> <p>(3) 鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく道が行う鳥獣の捕獲等の許可手続について、国から移譲されている麻酔薬を使用する猟法による鳥獣の捕獲等の許可事務を含め、総合振興局・振興局と本庁が緊密に連携し、許可申請者の利便性の向上及び許可手続の円滑かつ迅速な実施を図ります。</p> <p>(4) 保安施設の整備等による森林の保全</p> <p>道が行う保安施設の整備等については、国から移譲された民有林直轄治山事業を平成19年度及び平成20年度に行い終了しましたが、引き続き、道において保育、植栽事業等と併せて総合的かつ計画的に整備することにより、北海道の良好な森林環境の保全を図ります。</p>	<p>文言整理</p>

現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）	変更案（平成19年度～令和7年度）	変更点
<p>(5) 砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進 道が行う砂防設備の整備等については、国から一部の移譲をされた直轄通常砂防事業^(注1)を平成22年度から平成27年度まで行い終了しましたが、引き続き、道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うことにより、北海道における土砂災害対策を効果的に推進します。</p> <p>(6) 道路の整備等による安全・安心な道路網の構築 道が行う道路の整備等については、国から移譲されている開発道路^(注2)も含め、道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うことにより、北海道における安全・安心な道路網の構築を図ります。</p> <p>(7) 河川の整備等による治水対策の推進 道が行う河川の整備等については、国から移譲された二級河川に係る直轄事業^(注3)を平成22年度から平成27年度まで行い終了しましたが、引き続き、道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うことにより、北海道における治水対策を効果的に推進します。</p> <p>(8) 地域医療を担う医師の確保 道が設立団体である公立大学法人札幌医科大学の医学部収容定員については、国の関与を受けずに北海道の医師不足の状況などに応じて変更していくことにより、北海道における将来の地域医療を担う医師の育成と安定的な確保を図ります。</p> <p>(9) 水道水の安全性及び安定供給の確保 水道法に基づく水道事業及び水道用水供給事業の認可に関する事務を全て道が実施するとともに、認可後においても、必要に応じて、事業者に対して施設の改善の指示等の監督を行うなど、道として必要な役割を果たしていきます。これらの取組を通じて、地域住民のライフラインである水道水の安全性及び安定供給の確保を図ります。</p>	<p>(5) 砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進 道が行う砂防設備の整備等については、国から一部の移譲をされた直轄通常砂防事業^(注1)を平成22年度から平成27年度まで行い終了しましたが、引き続き、道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うことにより、北海道における土砂災害対策を効果的に推進します。</p> <p>(6) 道路の整備等による安全・安心な道路網の構築 道が行う道路の整備等については、国から移譲されている開発道路^(注2)も含め、道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うことにより、北海道における安全・安心な道路網の構築を図ります。</p> <p>(7) 河川の整備等による治水対策の推進 道が行う河川の整備等については、国から移譲された二級河川に係る直轄事業^(注3)を平成22年度から平成27年度まで行い終了しましたが、引き続き、道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うことにより、北海道における治水対策を効果的に推進します。</p> <p>(8) 地域医療を担う医師の確保 道が設立団体である公立大学法人札幌医科大学の医学部収容定員については、国の関与を受けずに北海道の医師不足の状況などに応じて変更していくことにより、北海道における将来の地域医療を担う医師の育成と安定的な確保を図ります。</p> <p>(9) 水道水の安全性及び安定供給の確保 水道法に基づく水道事業及び水道用水供給事業の認可に関する事務を全て道が実施するとともに、認可後においても、必要に応じて、事業者に対して施設の改善の指示等の監督を行うなど、道として必要な役割を果たしていきます。これらの取組を通じて、地域住民のライフラインである水道水の安全性及び安定供給の確保を図ります。</p>	
<p>[用語の説明]</p> <p>(注1) 直轄通常砂防事業：高度の技術を要するなど、一定の要件を満たす砂防事業で、国土交通大臣が告示したものについて、国土交通省が直接施行するもの（火山砂防事業を除く。）</p> <p>(注2) 開発道路：国土交通大臣が北海道の開発のため特に必要と認めた一定区間の道道や市町村道において、新設・改築・維持補修などを本来の道路管理者に代わって国土交通省が行う制度。国から移譲されているのは、国土交通大臣が指定する改築に関する事業</p> <p>(注3) 二級河川に係る直轄事業：国土交通大臣が北海道の開発のため特に必要と認めた一定区間の二級河川において、改良工事、維持修繕などを本来の河川管理者に代わって国土交通省が行う事業。国から移譲されたのは、国土交通大臣が指定した改良工事</p>	<p>[用語の説明]</p> <p>(注1) 直轄通常砂防事業：高度の技術を要するなど、一定の要件を満たす砂防事業で、国土交通大臣が告示したものについて、国土交通省が直接施行するもの（火山砂防事業を除く。）</p> <p>(注2) 開発道路：国土交通大臣が北海道の開発のため特に必要と認めた一定区間の道道や市町村道において、新設・改築・維持補修などを本来の道路管理者に代わって国土交通省が行う制度。国から移譲されているのは、国土交通大臣が指定する改築に関する事業</p> <p>(注3) 二級河川に係る直轄事業：国土交通大臣が北海道の開発のため特に必要と認めた一定区間の二級河川において、改良工事、維持修繕などを本来の河川管理者に代わって国土交通省が行う事業。国から移譲されたのは、国土交通大臣が指定した改良工事</p>	

3 北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等

(1) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定（法第12条関係）

ア 現状

生活保護法に基づく医療扶助等の公費負担医療等を提供する指定医療機関の指定等に関する事務は、大半を占める道、市町村又は民間が開設した医療機関等（**指定数：4,174機関（平成27年4月現在）**）に加え、平成19年度から国（独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した医療機関等も含め、道が一元的に行っています。

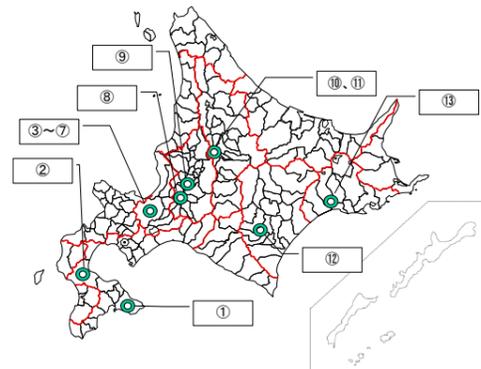
〔道内に所在する国等が開設する医療機関等に係る公費負担医療機関の指定状況〕

	医療機関の名称	生活保護法 (医療扶助)	生活保護法 (介護扶助)	
道	①函館病院（函館市）	○	—	
南	②八雲病院（八雲町）	○	—	
道	③北海道がんセンター（札幌市）	○	—	
	④北海道医療センター（札幌市）	○	—	
	⑤自衛隊札幌病院（札幌市）	—	—	
	⑥札幌通信病院（札幌市）	○	—	
	⑦北海道大学病院（札幌市）	○	—	
央	⑧北海道中央労災病院（岩見沢市）	○	—	
	⑨北海道中央労災病院き損センター（美唄市）	○	—	
道	⑩旭川医療センター（旭川市）	○	—	
北	⑪旭川医科大学病院（旭川市）	○	—	
十勝	⑫帯広病院（帯広市）	○	—	
釧路	⑬釧路労災病院（釧路市）	○	—	

◆国等が開設する医療機関等の指定状況

- 平成27年4月1日現在、道内では、国等が開設した医療機関が13あり、地域別では、道南連携地域で2、道央広域連携地域で7、道北連携地域で2、十勝連携地域で1、釧路・根室連携地域で1となっています。
- そのうち、公費負担医療機関として指定されているのは、生活保護法に基づく医療扶助が12となっています。

・生活保護法に基づく介護扶助の指定機関は、平成27年4月1日現在0となっています。



3 北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等

(1) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定（法第12条関係）

ア 現状

生活保護法に基づく医療扶助等の公費負担医療等を提供する指定医療機関の指定等に関する事務は、大半を占める道、市町村又は民間が開設した医療機関等（**医療機関：4,167機関、介護機関：5,905機関（令和2年4月現在）**）に加え、平成19年度から国（独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した医療機関等も含め、道が一元的に行っています。

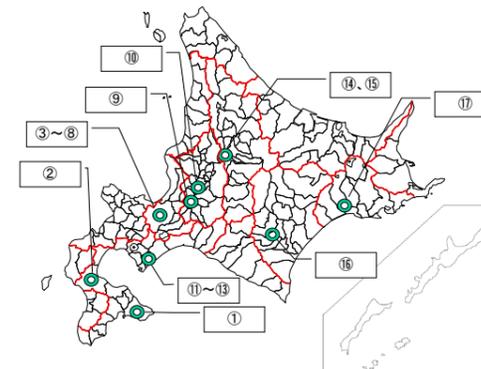
〔道内に所在する国等が開設する医療機関等に係る公費負担医療機関の指定状況〕

	医療機関の名称	生活保護法 (医療扶助)	生活保護法 (介護扶助)
道	①函館病院（函館市）	○	—
南	②八雲病院（八雲町）	○	—
道	③北海道がんセンター（札幌市）	○	—
	④北海道医療センター（札幌市）	○	—
	⑤自衛隊札幌病院（札幌市）	○	—
	(削除)		
	⑥北海道大学病院（札幌市）	○	—
	⑦札幌北辰病院（札幌市）	○	○
	⑧北海道病院（札幌市）	○	—
央	⑨北海道中央労災病院（岩見沢市）	○	—
	⑩北海道中央労災病院き損センター（美唄市）	○	—
	⑪登別病院（登別市）	○	—
	⑫登別病院訪問看護ステーション（登別市）	○	○
	⑬登別市地域包括支援センター ぬの（登別市）	—	○
道	⑭旭川医療センター（旭川市）	○	—
北	⑮旭川医科大学病院（旭川市）	○	—
十勝	⑯帯広病院（帯広市）	○	—
釧路	⑰釧路労災病院（釧路市）	○	—

◆国等が開設する医療機関等の指定状況

- 令和2年4月1日現在、道内では、国等が開設した医療機関が17あり、地域別では、道南連携地域で2、道央広域連携地域で11、道北連携地域で2、十勝連携地域で1、釧路・根室連携地域で1となっています。

- そのうち、公費負担医療機関として指定されているのは、生活保護法に基づく医療扶助が16、介護扶助が3となっています。



時点修正

指定状況の変更
廃止のため削除、以下番号ずれ

施設の追加
施設の追加

施設の追加
施設の追加
施設の追加

時点修正

現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）	変更案（平成19年度～令和7年度）	変更点
<p>イ 特定事務等の内容 従前は国（北海道厚生局）が行っていた国（独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した医療機関等に係る次の事務を平成19年度からは道が実施しています。</p> <p>[生活保護法に基づく事務①]</p> <div data-bbox="216 363 1154 709" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（医療扶助関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の指定（生活保護法第49条） ・ 指定医療機関の指定の更新（生活保護法第49条の3） ・ 変更等の届出の受理（生活保護法第50条の2） ・ 指定医療機関の指定の取消し（生活保護法第51条第2項） ・ 指定医療機関に係る告示（生活保護法第55条の3） ・ 指定の申請書の受理（生活保護法施行規則第10条第1項） ・ 指定の更新の申請書の受理（生活保護法施行規則第10条第3項） ・ 指定医療機関からの処分を受けた旨の届出の受理（生活保護法施行規則第14条第3項） ・ 指定の辞退の申出の受理（生活保護法施行規則第15条） </div> <p>[生活保護法に基づく事務②]</p> <div data-bbox="216 793 1154 1171" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（介護扶助関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護機関の指定（生活保護法第54条の2第1項） ・ 指定介護機関からの変更等の届出の受理（生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2） ・ 指定介護機関の指定の取消し（生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項） ・ 指定介護機関に係る告示（生活保護法第55条の3） ・ 指定介護機関に係る指定の申請書の受理（生活保護法施行規則第10条の6第1項） ・ 指定介護機関からの処分を受けた旨の届出の受理（生活保護法施行規則第14条第3項） ・ 指定介護機関からの指定の辞退の申出の受理（生活保護法施行規則第15条） </div>	<p>イ 特定事務等の内容 従前は国（北海道厚生局）が行っていた国（独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した医療機関等に係る次の事務を平成19年度からは道が実施しています。</p> <p>[生活保護法に基づく事務①]</p> <div data-bbox="1264 363 2202 709" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（医療扶助関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の指定（生活保護法第49条） ・ 指定医療機関の指定の更新（生活保護法第49条の3） ・ 変更等の届出の受理（生活保護法第50条の2） ・ 指定医療機関の指定の取消し（生活保護法第51条第2項） ・ 指定医療機関に係る告示（生活保護法第55条の3） ・ 指定の申請書の受理（生活保護法施行規則第10条第1項） ・ 指定の更新の申請書の受理（生活保護法施行規則第10条第3項） ・ 指定医療機関からの処分を受けた旨の届出の受理（生活保護法施行規則第14条第3項） ・ 指定の辞退の申出の受理（生活保護法施行規則第15条） </div> <p>[生活保護法に基づく事務②]</p> <div data-bbox="1264 793 2202 1171" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（介護扶助関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護機関の指定（生活保護法第54条の2第1項） ・ 指定介護機関からの変更等の届出の受理（生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2） ・ 指定介護機関の指定の取消し（生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第51条第2項） ・ 指定介護機関に係る告示（生活保護法第55条の3） ・ 指定介護機関に係る指定の申請書の受理（生活保護法施行規則第10条の6第1項） ・ 指定介護機関からの処分を受けた旨の届出の受理（生活保護法施行規則第14条第3項） ・ 指定介護機関からの指定の辞退の申出の受理（生活保護法施行規則第15条） </div>	<p>生活保護法の一部改正に伴う変更 生活保護法の一部改正に伴う変更</p>

現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）	変更案（平成19年度～令和7年度）	変更点
<p>ウ 特定事務等の実施体制</p> <p>当該事務については、次の体制により、効果的かつ効率的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所は、医療機関及び介護機関からの指定申請等を受理し、道の本庁に送付します。 ・ 道の本庁は、指定申請等の審査及び指定を行い、指定等の内容を福祉事務所に通知するとともに、告示します。 <p>エ 広域的施策との関係</p> <p>当該事務は、この計画の2で掲げる「地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供」と併せて着実に実施しています。</p> <p>また、国以外が設置した医療機関等の指定事務については、従前から道が担ってきたところであり、平成19年度から移譲されている当該事務と併せ、道において指定事務を実施することにより、地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供の実現を図ります。</p> <p>オ 効果</p> <p>国以外が設置した指定医療機関等の生活保護の公費負担医療等の指定事務は、従前から道が行ってきたところであり、平成19年度から国等が開設した医療機関に関する指定事務の移譲を受けた結果、地域に身近な道が一元的に行うことにより、申請者の利便性の向上が図られています。</p>	<p>ウ 特定事務等の実施体制</p> <p>当該事務については、次の体制により、効果的かつ効率的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所は、医療機関及び介護機関からの指定申請等を受理し、道の本庁に送付します。 ・ 道の本庁は、指定申請等の審査及び指定を行い、指定等の内容を福祉事務所に通知するとともに、告示します。 <p>エ 広域的施策との関係</p> <p>当該事務は、この計画の2で掲げる「地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供」と併せて着実に実施しています。</p> <p>また、国以外が設置した医療機関等の指定事務については、従前から道が担ってきたところであり、平成19年度から移譲されている当該事務と併せ、道において指定事務を実施することにより、地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供の実現を図ります。</p> <p>オ 効果</p> <p>国以外が設置した指定医療機関等の生活保護の公費負担医療等の指定事務は、従前から道が行ってきたところであり、平成19年度から国等が開設した医療機関に関する指定事務の移譲を受けた結果、地域に身近な道が一元的に行うことにより、申請者の利便性の向上が図られています。</p>	

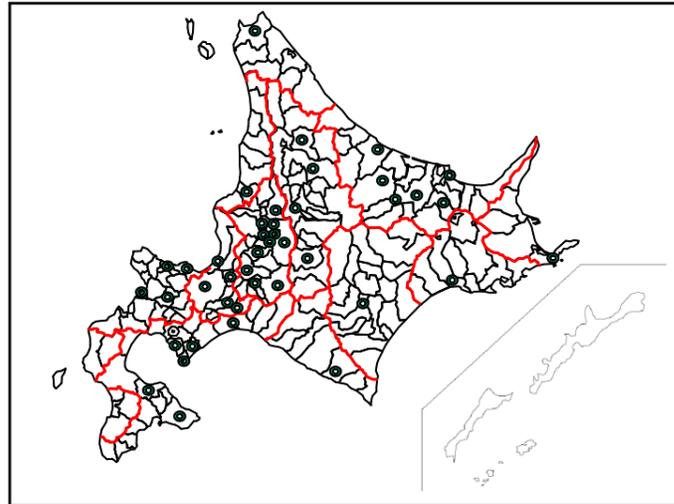
(2) 商工会議所に対する監督の一部（法第13条関係）

ア 現 状

商工会議所に関する許認可等の事務については、事務の内容により、経済産業省本省、北海道経済産業局、道がそれぞれ実施していたため、申請者は、申請内容により、それぞれの機関に別途手続を行う必要がありましたが、国（北海道経済産業局）が行ってきた事務の一部を平成19年度から道が実施しています。

[道内の商工会議所の設置状況]

連携地域名	団 体 名
道南連携地域	函館、森
道央広域連携地域	札幌、江別、千歳、恵庭、石狩、小樽、余市、岩内、倶知安、岩見沢、滝川、深川、栗山、砂川、美唄、芦別、上砂川、夕張、歌志内、赤平、室蘭、苫小牧、伊達、登別、浦河
道北連携地域	旭川、富良野、名寄、士別、留萌、稚内
オホーツク連携地域	北見、網走、紋別、遠軽、美幌、留辺蘂
十勝連携地域	帯広
釧路・根室連携地域	釧路、根室



◆道内の商工会議所の設置状況
道内には、平成27年4月1日現在で、市部を中心に42の商工会議所が設置されています。

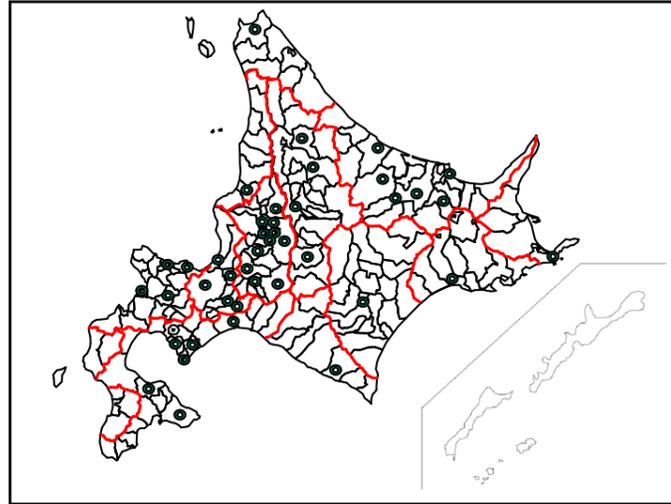
(2) 商工会議所に対する監督の一部（法第13条関係）

ア 現 状

商工会議所に関する許認可等の事務については、事務の内容により、経済産業省本省、北海道経済産業局、道がそれぞれ実施していたため、申請者は、申請内容により、それぞれの機関に別途手続を行う必要がありましたが、国（北海道経済産業局）が行ってきた事務の一部を平成19年度から道が実施しています。

[道内の商工会議所の設置状況]

連携地域名	団 体 名
道南連携地域	函館、森
道央広域連携地域	札幌、江別、千歳、恵庭、石狩、小樽、余市、岩内、倶知安、岩見沢、滝川、深川、栗山、砂川、美唄、芦別、上砂川、夕張、歌志内、赤平、室蘭、苫小牧、伊達、登別、浦河
道北連携地域	旭川、富良野、名寄、士別、留萌、稚内
オホーツク連携地域	北見、網走、紋別、遠軽、美幌、留辺蘂
十勝連携地域	帯広
釧路・根室連携地域	釧路、根室



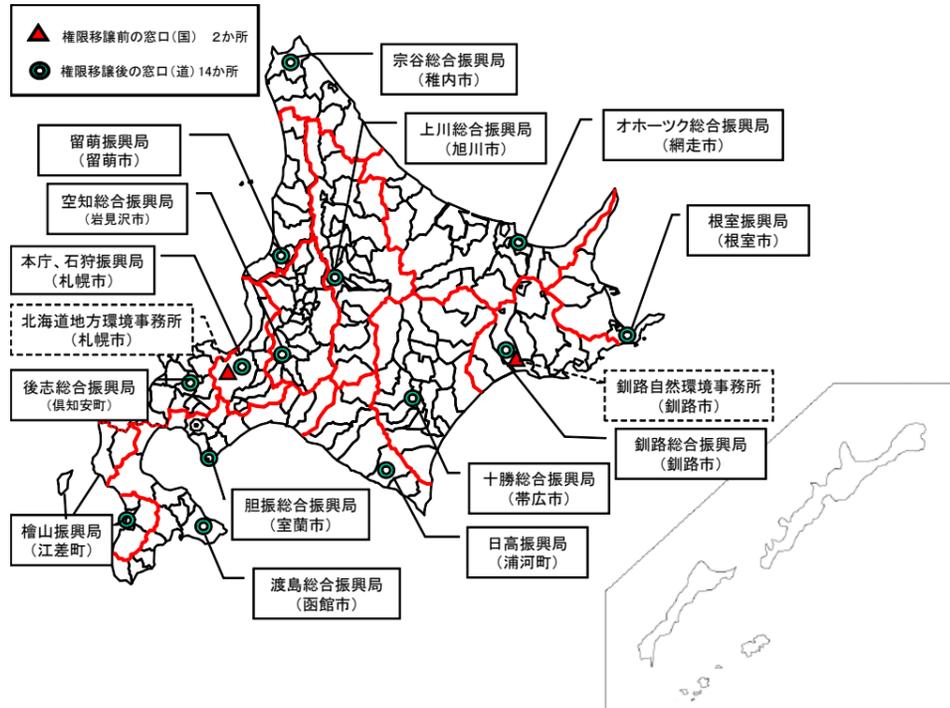
◆道内の商工会議所の設置状況
道内には、令和2年4月1日現在で、市部を中心に42の商工会議所が設置されています。

時点修正

現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）	変更案（平成19年度～令和7年度）	変更点																
<p>イ 特定事務等の内容</p> <p>従前は国（北海道経済産業局）が行っていた下線部の事務を平成19年度からは道が実施しています。</p> <p>[商工会議所法に基づく事務]</p> <table border="1" data-bbox="172 375 1148 779"> <thead> <tr> <th>所 管</th> <th>主 な 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済産業省本省</td> <td>・名称使用の許可、設立認可の取消し など</td> </tr> <tr> <td>北海道経済産業局</td> <td>・設立の認可、意見の聴取（商工会議所法第46条第4項において準用する同法第27条第3項）、認可又は不認可の通知（商工会議所法第46条第4項及び第60条第4項において準用する同法第28条）、 ・定款変更の認可（商工会議所法第46条第3項） （目的（①）、名称（②）、地区（④）（商工会議所法第25条）） ・勧告、解散の認可（商工会議所法第60条第3項）、合併の認可 など</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>・特定商工業者の該当基準引上げの許可、商工業者法定台帳の作成期間の延長及び延長の通知、負担金の賦課の許可 ・定款変更の届出の受理 （目的（①）、名称（②）、地区（④）を除く定款記載事項（商工会議所法第25条）） ・報告の受理 など</td> </tr> </tbody> </table> <p>（備考1）破線部の事務は、定款変更の認可、解散の認可に係るものに限り平成19年度から道に移譲されている。</p> <p>（備考2）上記のほか、定款変更の認可の受理に関する事務（商工会議所法第46条第2項及び商工会議所法施行規則第6条第1項）、解散の認可に係る申請書の受理に関する事務（商工会議所法第60条第2項及び商工会議所法施行規則第8条）についても平成19年度から道に移譲されている。</p> <p>ウ 特定事務等の実施体制</p> <p>当該事務については、当面、道の本庁において、効果的かつ効率的に実施します。</p> <p>エ 広域的施策との関係</p> <p>当該事務は、この計画の2で掲げる「商工会議所に対する許認可手続等の円滑化」と併せて着実に実施していきます。</p> <p>また、道では、従前から特定商工業者に対する負担金の賦課の許可等、商工会議所に対する様々な許認可事務を担っており、平成19年度から移譲されている当該事務と併せ、道において、より円滑に許認可事務を進めていきます。</p> <p>オ 効果</p> <p>平成19年度から商工会議所に関する許認可等の事務の一部（目的、名称等に係る定款変更の認可など）の移譲を受けた結果、地域に身近な道が一元的に行うことにより、申請者の利便性の向上が図られています。</p>	所 管	主 な 事 項	経済産業省本省	・名称使用の許可、設立認可の取消し など	北海道経済産業局	・設立の認可、意見の聴取（商工会議所法第46条第4項において準用する同法第27条第3項）、認可又は不認可の通知（商工会議所法第46条第4項及び第60条第4項において準用する同法第28条）、 ・定款変更の認可（商工会議所法第46条第3項） （目的（①）、名称（②）、地区（④）（商工会議所法第25条）） ・勧告、解散の認可（商工会議所法第60条第3項）、合併の認可 など	道	・特定商工業者の該当基準引上げの許可、商工業者法定台帳の作成期間の延長及び延長の通知、負担金の賦課の許可 ・定款変更の届出の受理 （目的（①）、名称（②）、地区（④）を除く定款記載事項（商工会議所法第25条）） ・報告の受理 など	<p>イ 特定事務等の内容</p> <p>従前は国（北海道経済産業局）が行っていた下線部の事務を平成19年度からは道が実施しています。</p> <p>[商工会議所法に基づく事務]</p> <table border="1" data-bbox="1234 375 2211 779"> <thead> <tr> <th>所 管</th> <th>主 な 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済産業省本省</td> <td>・名称使用の許可、設立認可の取消し など</td> </tr> <tr> <td>北海道経済産業局</td> <td>・設立の認可、意見の聴取（商工会議所法第46条第4項において準用する同法第27条第3項）、認可又は不認可の通知（商工会議所法第46条第4項及び第60条第4項において準用する同法第28条）、 ・定款変更の認可（商工会議所法第46条第3項） （目的（①）、名称（②）、地区（④）（商工会議所法第25条）） ・勧告、解散の認可（商工会議所法第60条第3項）、合併の認可 など</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>・特定商工業者の該当基準引上げの許可、商工業者法定台帳の作成期間の延長及び延長の通知、負担金の賦課の許可 ・定款変更の届出の受理 （目的（①）、名称（②）、地区（④）を除く定款記載事項（商工会議所法第25条）） ・報告の受理 など</td> </tr> </tbody> </table> <p>（備考1）破線部の事務は、定款変更の認可、解散の認可に係るものに限り平成19年度から道に移譲されている。</p> <p>（備考2）上記のほか、定款変更の認可の受理に関する事務（商工会議所法第46条第2項及び商工会議所法施行規則第6条第1項）、解散の認可に係る申請書の受理に関する事務（商工会議所法第60条第2項及び商工会議所法施行規則第8条）についても平成19年度から道に移譲されている。</p> <p>ウ 特定事務等の実施体制</p> <p>当該事務については、当面、道の本庁において、効果的かつ効率的に実施します。</p> <p>エ 広域的施策との関係</p> <p>当該事務は、この計画の2で掲げる「商工会議所に対する許認可手続等の円滑化」と併せて着実に実施していきます。</p> <p>また、道では、従前から特定商工業者に対する負担金の賦課の許可等、商工会議所に対する様々な許認可事務を担っており、平成19年度から移譲されている当該事務と併せ、道において、より円滑に許認可事務を進めていきます。</p> <p>オ 効果</p> <p>平成19年度から商工会議所に関する許認可等の事務の一部（目的、名称等に係る定款変更の認可など）の移譲を受けた結果、地域に身近な道が一元的に行うことにより、申請者の利便性の向上が図られています。</p>	所 管	主 な 事 項	経済産業省本省	・名称使用の許可、設立認可の取消し など	北海道経済産業局	・設立の認可、意見の聴取（商工会議所法第46条第4項において準用する同法第27条第3項）、認可又は不認可の通知（商工会議所法第46条第4項及び第60条第4項において準用する同法第28条）、 ・定款変更の認可（商工会議所法第46条第3項） （目的（①）、名称（②）、地区（④）（商工会議所法第25条）） ・勧告、解散の認可（商工会議所法第60条第3項）、合併の認可 など	道	・特定商工業者の該当基準引上げの許可、商工業者法定台帳の作成期間の延長及び延長の通知、負担金の賦課の許可 ・定款変更の届出の受理 （目的（①）、名称（②）、地区（④）を除く定款記載事項（商工会議所法第25条）） ・報告の受理 など	
所 管	主 な 事 項																	
経済産業省本省	・名称使用の許可、設立認可の取消し など																	
北海道経済産業局	・設立の認可、意見の聴取（商工会議所法第46条第4項において準用する同法第27条第3項）、認可又は不認可の通知（商工会議所法第46条第4項及び第60条第4項において準用する同法第28条）、 ・定款変更の認可（商工会議所法第46条第3項） （目的（①）、名称（②）、地区（④）（商工会議所法第25条）） ・勧告、解散の認可（商工会議所法第60条第3項）、合併の認可 など																	
道	・特定商工業者の該当基準引上げの許可、商工業者法定台帳の作成期間の延長及び延長の通知、負担金の賦課の許可 ・定款変更の届出の受理 （目的（①）、名称（②）、地区（④）を除く定款記載事項（商工会議所法第25条）） ・報告の受理 など																	
所 管	主 な 事 項																	
経済産業省本省	・名称使用の許可、設立認可の取消し など																	
北海道経済産業局	・設立の認可、意見の聴取（商工会議所法第46条第4項において準用する同法第27条第3項）、認可又は不認可の通知（商工会議所法第46条第4項及び第60条第4項において準用する同法第28条）、 ・定款変更の認可（商工会議所法第46条第3項） （目的（①）、名称（②）、地区（④）（商工会議所法第25条）） ・勧告、解散の認可（商工会議所法第60条第3項）、合併の認可 など																	
道	・特定商工業者の該当基準引上げの許可、商工業者法定台帳の作成期間の延長及び延長の通知、負担金の賦課の許可 ・定款変更の届出の受理 （目的（①）、名称（②）、地区（④）を除く定款記載事項（商工会議所法第25条）） ・報告の受理 など																	

現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）	変更案（平成19年度～令和7年度）	変更点																		
<p>(3) 鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可（法第16条関係）</p> <p>ア 現状</p> <p>麻醉薬を使用する猟法で野生鳥獣の捕獲等をしようとする場合には、知事の捕獲許可とは別に、国の危険猟法による捕獲等の許可を受けなければなりません。この危険猟法による鳥獣の捕獲等の許可手続については、環境省北海道地方環境事務所（札幌市）とその地方機関である釧路自然環境事務所（釧路市）の2か所が行っていましたが、平成19年度からは道が行っています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>◆危険猟法（麻醉薬の使用）許可件数の推移</p> <p>麻醉薬を使用する猟法については、主に学術研究や保護収容を目的に鳥獣の捕獲等を行う場合に用いられ、過去3か年の許可実績は、10件程度で推移しています。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">[過去3か年の許可件数]</th> </tr> <tr> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>イ 特定事務等の内容</p> <p>従前は国が行っていた次の事務を平成19年度からは道が実施しています。</p> <p>[鳥獣保護管理法に基づく事務]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[鳥獣保護管理法に基づく事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険猟法（麻醉の作用を有する劇薬で政令で定めるものを使用する猟法に限る。）の許可（鳥獣保護管理法第37条第1項及び第3項） ～以下は上記の許可に係るものに限る。～ ・申請の受理（鳥獣保護管理法第37条第2項、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「鳥獣保護管理法施行規則」という。）第46条第1項） ・有効期間の設定（鳥獣保護管理法第37条第4項） ・条件の付与（鳥獣保護管理法第37条第5項） ・危険猟法許可証の交付（鳥獣保護管理法第37条第6項） ・危険猟法許可証の再交付（鳥獣保護管理法第37条第7項） ・危険猟法許可証の返納の受理（鳥獣保護管理法第37条第9項、鳥獣保護管理法施行規則第46条第7項） ・必要な措置の命令（鳥獣保護管理法第37条第10項） ・許可の取消し（鳥獣保護管理法第37条第11項） ・必要と認める書類の提出要求（鳥獣保護管理法施行規則第46条第2項） ・危険猟法許可証の再交付申請書の受理（鳥獣保護管理法施行規則第46条第4項） ・氏名又は住所の変更の届出の受理（鳥獣保護管理法施行規則第46条第5項） ・危険猟法許可証の亡失の届出の受理（鳥獣保護管理法施行規則第46条第6項） </div> <p>ウ 特定事務等の実施体制</p> <p>当該事務については、鳥獣の捕獲区域を管轄する道の総合振興局・振興局（捕獲区域が2以上の総合振興局・振興局の管轄区域にわたるものにあつては、道の本庁）が行い、本庁及び総合振興局・振興局が緊密に連携し、円滑かつ迅速な実施に努めます。</p>	[過去3か年の許可件数]			H24	H25	H26	8	10	15	<p>(3) 鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可（法第16条関係）</p> <p>ア 現状</p> <p>麻醉薬を使用する猟法で野生鳥獣の捕獲等をしようとする場合には、知事の捕獲許可とは別に、国の危険猟法による捕獲等の許可を受けなければなりません。この危険猟法による鳥獣の捕獲等の許可手続については、環境省北海道地方環境事務所（札幌市）とその地方機関である釧路自然環境事務所（釧路市）の2か所が行っていましたが、平成19年度からは道が行っています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>◆危険猟法（麻醉薬の使用）許可件数の推移</p> <p>麻醉薬を使用する猟法については、主に学術研究や保護収容を目的に鳥獣の捕獲等を行う場合に用いられ、年間の許可実績は、10件程度で推移しています。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">[過去3か年の許可件数]</th> </tr> <tr> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>イ 特定事務等の内容</p> <p>従前は国が行っていた次の事務を平成19年度からは道が実施しています。</p> <p>[鳥獣保護管理法に基づく事務]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[鳥獣保護管理法に基づく事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険猟法（麻醉の作用を有する劇薬で政令で定めるものを使用する猟法に限る。）の許可（鳥獣保護管理法第37条第1項及び第3項） ～以下は上記の許可に係るものに限る。～ ・申請の受理（鳥獣保護管理法第37条第2項、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「鳥獣保護管理法施行規則」という。）第46条第1項） ・有効期間の設定（鳥獣保護管理法第37条第4項） ・条件の付与（鳥獣保護管理法第37条第5項） ・危険猟法許可証の交付（鳥獣保護管理法第37条第6項） ・危険猟法許可証の再交付（鳥獣保護管理法第37条第7項） ・危険猟法許可証の返納の受理（鳥獣保護管理法第37条第9項、鳥獣保護管理法施行規則第46条第7項） ・必要な措置の命令（鳥獣保護管理法第37条第10項） ・許可の取消し（鳥獣保護管理法第37条第11項） ・必要と認める書類の提出要求（鳥獣保護管理法施行規則第46条第2項） ・危険猟法許可証の再交付申請書の受理（鳥獣保護管理法施行規則第46条第4項） ・氏名又は住所の変更の届出の受理（鳥獣保護管理法施行規則第46条第5項） ・危険猟法許可証の亡失の届出の受理（鳥獣保護管理法施行規則第46条第6項） </div> <p>ウ 特定事務等の実施体制</p> <p>当該事務については、鳥獣の捕獲区域を管轄する道の総合振興局・振興局（捕獲区域が2以上の総合振興局・振興局の管轄区域にわたるものにあつては、道の本庁）が行い、本庁及び総合振興局・振興局が緊密に連携し、円滑かつ迅速な実施に努めます。</p>	[過去3か年の許可件数]			H29	H30	R1	12	12	11	<p>文言整理、時点修正</p>
[過去3か年の許可件数]																				
H24	H25	H26																		
8	10	15																		
[過去3か年の許可件数]																				
H29	H30	R1																		
12	12	11																		

現行計画（平成19年度～平成32（令和2）年度）



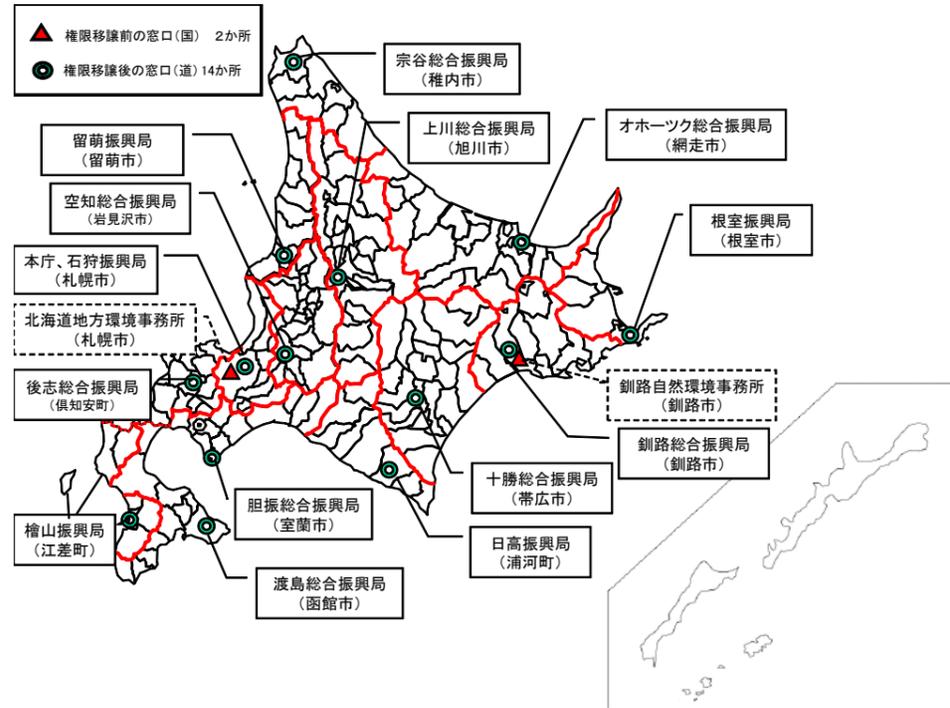
エ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2で掲げる「鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化」と併せて着実に実施していきます。
 また、道では、鳥獣保護管理法第9条の規定に基づく知事の所管する捕獲の許可の事務を担っており、平成19年度から移譲されている当該事務と併せ、道において、円滑かつ迅速に実施していきます。

オ 効果

平成19年度から鳥獣の捕獲等の許可の事務の移譲を受けた結果、鳥獣の捕獲等の許可の事務と麻酔薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲の許可の事務とを一元的に実施することにより、窓口が一本化され、許可申請者の手続が軽減し、利便性が向上するとともに、許可事務手続の円滑化及び迅速化が図られています。

変更案（平成19年度～令和7年度）



エ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2で掲げる「鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化」と併せて着実に実施していきます。
 また、道では、鳥獣保護管理法第9条の規定に基づく知事の所管する捕獲の許可の事務を担っており、平成19年度から移譲されている当該事務と併せ、道において、円滑かつ迅速に実施していきます。

オ 効果

平成19年度から鳥獣の捕獲等の許可の事務の移譲を受けた結果、鳥獣の捕獲等の許可の事務と麻酔薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲の許可の事務とを一元的に実施することにより、窓口が一本化され、許可申請者の手続が軽減し、利便性が向上するとともに、許可事務手続の円滑化及び迅速化が図られています。

変更点